

第百二十九回国会 参議院建設委員会會議録第四号

平成六年六月二日(木曜日)
午後零時十一分開会

委員の異動

三月三十日

辞任 上山 和人君

肥田美代子君

片上 公人君

補欠選任 松本 英一君

西野 康雄君

広中和歌子君

四月七日

辞任

西野 康雄君

補欠選任 大森 昭君

西野 康雄君

四月十九日

辞任

大森 昭君

久保田真苗君

補欠選任 小川 仁一君

西野 康雄君

六月一日

辞任

木庭健太郎君

広中和歌子君

補欠選任 中川 嘉美君

牛嶋 正君

六月二日

辞任

西野 康雄君

補欠選任 正敏君

西野 康雄君

出席者は左のとおり。

委員長 前田 勲男君

理事 鈴木 貞敏君

永田 良雄君

種田 誠君

直嶋 正行君

委員 上野 公成君

遠藤 要君

坂野 重信君

国務大臣

建設大臣 森本 晃司君

国土庁長官 佐藤 守良君

北海道開発庁長官 左藤 恵君

国土庁長官 佐藤 静雄君

北海道開発庁次官 加藤 昭君

北海道開発庁総務監理官 大久保庄三君

北海道開発庁計画監理官 古川太三郎君

国土政務次官 藤原 和人君

国土庁長官官房長 山岸 俊之君

国土庁長官官房水資源部長 鎌谷 真平君

国土庁計画・調整局長 原 隆之君

国土庁土地局長 荒田 建君

国土庁大都市圏整備局長 秋本 敏文君

国土庁地方振興局長 村瀬 興一君

国土庁防災局長 塚田 延充君

建設政務次官 伴 襄君

建設大臣官房長

事務局側

常任委員会専門員 駒澤 一夫君

建設大臣官房総務審議官 内藤 勲君

建設省建設経済局長 小野 邦久君

建設省都市局長 黒川 弘君

建設省河川局長 豊田 高司君

建設省道路局長 藤川 寛之君

建設省住宅局長 三井 康壽君

本日の会議に付した案件

○建設事業及び建設諸計画等に関する調査(建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件)

○高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案(内閣提出)

○建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(前田勲男君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月三十日、上山和人君、肥田美代子君及び片上公人君が委員を辞任され、その補欠として松本英一君、西野康雄君及び広中和歌子君が選任されました。

また、去る四月十九日、久保田真苗君が委員を辞任され、その補欠として小川仁一君が選任されました。

また、昨日、広中和歌子君及び木庭健太郎君が委員を辞任され、その補欠として牛嶋正君及び中川嘉美君が選任されました。

また、本日、西野康雄君が委員を辞任され、その補欠として正敏君が選任されました。

○委員長(前田勲男君) 建設事業及び建設諸計画等に関する調査を議題といたします。

まず、建設大臣から建設行政の基本施策について所信を聴取いたします。森本建設大臣。

○国務大臣(森本晃司君) 建設大臣の森本晃司でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

建設行政の基本方針及び当面の諸施策について、私の所信を申し上げます。

建設行政の基本的な使命は、住宅、社会資本の整備などを通じて国土の発展の骨格を形成し、安全でゆとりと潤いのある快適な生活環境を創造することにより、国民の豊かな生活への願いを実現することにあります。

このため、来るべき二十一世紀を見据えて、国民が真に豊かさと潤い、安らぎを実感できる生活者の視点に立った生活空間先進国の実現に向けて、国民のニーズに的確にこたえた住宅、社会資本の整備に全力を挙げて取り組むことが、本格的な高齢化社会の到来を目前に控えた現下の内政上の最重要課題と認識しております。

住宅、公園、下水道、道路、河川など国民生活に密接に関連する行政分野を所掌し、国の公共事業費の約七割を所管する建設省としては、こうした課題にこたえるべき大きな責務が課されているものと考えております。

私は、この責務を真正面から受けとめ、二十一世紀の世代に引き継いでいく社会共通の財産としての良質な住宅、社会資本の整備に全力を挙げて取り組んでまいります。

我が国経済は、調整過程にあり、一部に明るい動きが見られるものの総じて低迷が続いております。このような状況にかんがみ、本格的な景気回復を図るため総合経済対策の着実な実施に努めているところであります。

こうした努力に引き続き、平成六年度の政府予算案における建設省関係の一般公共事業について、生活者の視点に立って生活関連分野への重点化、効率化を図りつつ、財政投融资の積極的活用などにより、公共投資基本計画を踏まえ所管五年計画の着実な達成に向けて必要な規模を確保いたしました。

今後とも、住宅地対策の積極的展開、快適で質の高い都市空間づくりの推進、安全で豊かな社会を支える国土保全、国民生活・社会経済活動を支える道路整備の推進、建設産業、不動産業の振興等所管行政の着実な実施に全力を尽くしてまいります。

これらの諸施策の実施に当たっては、次の諸点に特に意を用いる考えであります。

その第一は、環境への取り組みの強化であります。建設省においては、健全で恵み豊かな環境を保全しながら、人と自然の触れ合いが保たれたゆとりと潤いのある美しい環境を創造するとともに、地球環境問題の解決に貢献することが建設行政の本来の使命であるとの認識に立って、本年一月、歴史や伝統・文化を含む広い意味での環境を建設行政の内部目的化しつつ、諸施策の展開の指針を示した環境政策大綱を制定したところであります。今後は、この大綱に沿って質の高い環境を備えた国土の実現に取り組んでまいります。

その第二は、近づく高齢化社会に備え、高齢者や障害者が安心して日常生活を営み、また積極的に社会参加ができるように、住宅や建築物、道路など各方面にわたって生活空間の整備改善を進めることとあります。このため、福祉の生活空間づくりのための理念や施策の指針を示した大綱を策定し、ノーマライゼーションの理念の実現に向け、建設行政の新たな展開を期してまいります。

その第三は、内需拡大等に効果があり、公的規制もたらす社会経済の実質的負担を軽減して、民間活力の発揮による国民生活の向上を図るため、地下室に係る容積率制限の緩和を初めとして、住宅建設コストの低減や計画的な土地の有効

利用の促進等に資する所管行政に係る規制の見直しを推進するというところであります。

その第四は、所管行政の推進に当たっては、地方の自主性と創造性が十分に発揮される必要があり、国と地方が適切な役割と責任の分担のもとで一体となって取り組むことが求められているということとあります。かかる観点から、住民に身近な問題は身近な自治体が担っていくことを基本として、各方面の意見等をも踏まえて、国の関与の是正、地方への権限移譲、補助金の整理合理化等を推進してまいります。

次に、当面の緊急課題について一言申し上げます。

第一は、建設行政への信頼回復についてであります。

住宅、社会資本の整備を推し進めていくことが急務であるにもかかわらず、相次いで明らかにされた公共工事をめぐる不祥事により、建設業界はもとより、公共事業のあり方に対する国民の信頼の批判を招き、ひいては政治に対する国民の信頼が大きく損なわれたことは、まことに遺憾であり憂慮すべき事態であります。建設行政の責任官庁であり、建設業界を指導監督する立場にある建設省として、改めて責任を痛感するものであります。今回のような事態は二度とあってはならないこととあり、国、地方を通じて公共工事の発注者が襟を正すとともに、建設業界を預かる責任者として、建設業界に対しては事業活動の適正化、モラルの確立を求める一方、公共工事の入札契約制度のあり方についても思い切った改革に取り組んでいるところであります。

すなわち、昨年十二月の中央建設審議会の建議を受けて、去る一月十八日、政府全体の共通の方針として、七億三千万円以上の国の発注工事について一般競争方式を採用することなどを内容とする「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」を閣議了解したところであります。

建設省としては、本行動計画を受けて、平成六年度より一般競争方式を採用するとともに、事務

次官を本部長とする業務執行改善推進本部において、発注業務の改善、建設業界に対する指導監督の強化等建設行政の全般にわたる改革について、具体的なスケジュールを含めその取り組み方針を明らかにしたところであります。今後はその具体化に総力を挙げて取り組んでまいります。

第二は、公共料金の見直しについてであります。

現在、日本道路公団及び住宅・都市整備公団からそれぞれ料金改定、家賃改定を行いたい旨の申請が出されておりますが、五月二十日の閣議了解により、当面の措置として、本年中はその引き上げの実施は行わないこととされたところであります。

建設省としては、両公団の経営の合理化とサービスの向上等へ向けた具体的な取り組みをしんじやくして、今後の対応を決定してまいりたいと考えております。

以上、私の所信を申し述べましたが、その推進に当たっては、所管行政の簡素化、効率化を図るとともに、綱紀の保持に十分配慮し、国民の信頼と期待にこたえる所存であります。

建設省は、今国会に五本の法律案を提出しているところであります。これらについて速やかに御審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長を初め委員各位の御指導と御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(前田勲男君) 次に、国土庁長官から国土行政の基本施策について所信を聴取いたします。左藤国土庁長官。

○国土大臣(左藤恵君) このたび、国土庁長官を拝命いたしました左藤恵でございます。よろしくお願いを申し上げます。

第百二十九回国会に当たり、国土庁長官として、国土行政に関する私の所信を申し上げます。

我が国経済は、世界でも有数の規模を誇り、一人当たりの国民所得で見ても世界的に高い水準にあり、国民生活は、物質的な消費などの面ではかなり豊かになっております。しかし、住宅、社会資

本整備の立ちおくれ、生活環境の地域格差などから、経済指標から見た豊かさや豊かさに対する個人の実感との間には乖離が見られます。このため、今後、真に豊かで快適な生活を実現するためには、国民の視点に立って社会経済の現状と課題を把握し、これを踏まえた政策を講じていくことが不可欠であります。

また、二十一世紀初頭に、本格的な高齢化社会を迎え、さらに構造的な人口減少局面に入ることが確実視されておりますが、将来の豊かな暮らしを実現するためには、投資余力がある今のうちに、国土構造のあり方を展望しつつ、それに必要な良質の基幹的な社会資本の整備をできるだけ進めなくてはなりません。

このような諸情勢を踏まえ、国土行政の当面する課題につきまして、次のとおり施策を進めてまいります。

第一は、国土の均衡ある発展を目指した施策の積極的展開であります。

東京への一極集中がもたらす弊害は依然深刻な状況にあることから、これを是正し、多極分散型の均衡ある国土の発展を図っていくことが極めて重要であります。

このため、地域間交流を支える高速交通体系の整備を図るとともに、人口、産業の大都市地域への適正配置のための施策などを一層進めてまいります。また、国会等の移転の具体化に向けて積極的な検討を進めてまいります。現在、国会等移転調査会において、「移転の意義と効果」について調査審議をしていただいておりますが、今月中には中間報告が取りまとめられ、それを国会に御報告する予定であります。国の行政機関等の移転につきましても今後とも着実に実施してまいります。さらに、東京一極集中を是正し、多極分散型国土を形成するためには、東京圏に次ぐ機能集積を持つ関西圏の活性化が求められており、その先導的役割を担う大阪湾ベイエリアの開発整備を一層積極的に進めてまいります。

このような施策を実施する一方で、国土をめぐる諸情勢の変化に対応するため、現在、国土審議会において第四次全国総合開発計画の総合的見地が定められており、今月中旬を目途に報告がまとめられる予定であります。その成果を得た上で、明ら二十一世紀を現実のものとするための新たな国土政策の展望を切り開いてまいります。新しい国土の軸についても、各地域において提唱されている構想も踏まえ、調査、検討を深めてまいります。

大都市圏域については、圏域内の秩序ある発展を図るため、大都市圏整備計画の積極的な推進を図り、特に、低い居住水準、長時間通勤などの問題に対処するため、総合的な居住環境の整備を行ってまいります。

また、都心部への一極依存型の地域構造を改善するため業務核都市の整備を行うほか、関西文化学術研究都市の建設など主要プロジェクトを進めてまいります。さらに、近年の社会経済の変動などを踏まえ、次期首都圏基本計画の策定を念頭に置きながら、首都圏の将来のあり方について総合的視点に立つて展望作業を行ってまいります。

地方圏については、大都市住民の地方回帰の潮流をつくり出していくとともに、各地域の個性を生かしつつ、都市と農山村が一体となった地方の振興を積極的に進めてまいります。このため、地方拠点法に基づく地域指定の追加を進めるとともに、地方産業の振興、多様なリゾートの整備など各種の施策を講じてまいります。特に、中山間地域を初めとする農山村地域については、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う影響を極力少なくするよう十分配慮する必要がある、地域社会の活性化、国土保全機能の維持などを一層図ってまいります。

過疎地域、半島、豪雪地帯、離島などについては、生活環境や産業基盤の整備など各般の振興施策を積極的に実施してまいります。また、先般御審議いただき成立いたしました奄美群島及び小笠原諸島に関する特別措置法の一部改正法の趣旨を

踏まえ、今後ともそれぞれの地域の振興開発を積極的に進めてまいります。

第二は、総合的な土地対策の推進であります。最近の地価動向については、大都市圏における地価は住宅地は下落、商業地は顕著な下落を示すとともに、地方圏においては総じて横ばいまたは下落となっていますが、土地の利用価値に相応した水準、中堅労働者が相応の負担で一定水準の住宅を確保し得る水準を目指して、引き続き総合土地政策推進要綱に従い、需給両面にわたる構造的かつ総合的な土地対策を着実に進めてまいります。

特に、適正かつ合理的な土地利用の促進を図る観点から、住宅供給や町づくりを初めとする土地の有効利用のための施策を講じてまいります。

第三は、安心して暮らせる国土づくりであります。

災害から国土を保全し、国民の生命、身体及び財産を守ることは、国の重要な責務であります。特に、昨年は大規模な災害が相次ぎましたので、この責務の重大さを改めて認識しております。このため、国土庁としては、国の災害対策のかなめとして、関係省庁との密接な連携のもとに、各般にわたる対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に強い国土づくりを努めてまいります。特に、雲仙岳噴火災害及び北海道南西沖地震については、被災者等の生活の再建と地域の再建・復興を進めてまいります。

最後に、総合的な水資源対策と国際協力の推進であります。

豊かで潤いのある社会を築くため、全国総合水資源計画及び各水資源開発基本計画に沿い、積極的に水資源開発を行ってまいります。また、国民の水資源に対する意識の高揚を図るとともに、水資源の有効利用及び保全に努めてまいります。さらに、我が国が国際社会に貢献していくためには、国土庁としても積極的な国際協力を実施していく必要があります。このため、国連が定めた国際防災の十年の活動に積極的に取り組んでいくと

ともに、居住や防災の分野で発展途上国に対する支援などを行ってまいります。

以上、国土行政に関する所信を申し述べましたが、これらの施策の強力な推進に全力を挙げて取り組んでまいりますので、委員長を初め委員各位の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(前田勲男君) 次に、北海道開発庁長官から北海道総合開発の基本施策について所信を聴取いたします。佐藤北海道開発庁長官。

○国務大臣(佐藤守良君) このたび、北海道開発庁長官を拝命いたしました佐藤守良でございます。

委員長を初め委員の皆様方の御指導と御鞭撻を心からお願ひ申し上げます。

北海道開発行政の基本方針及び当面の諸施策について、私の所信を申し上げます。

北海道は、豊かな自然環境とゆとりある広大な国土空間を有しており、我が国が国土の均衡ある発展を図り、生活者を重視した経済社会を実現する上で、今後ますます重要な役割を果たすことが期待されている地域でございます。

近年、青函トンネルの開通や、新千歳空港、高規格幹線道路網の整備の本格化など新たな発展を支える基盤の整備も進みつつありますが、本州等に比べて開発の歴史が浅く、広大な面積を有する北海道においては、国土保全や交通基盤、農業基盤などの基幹的な基盤整備が今なお重要な課題となっております。

今後、北海道を豊かさが実感でき、活力ある地域社会としていくためには、これらの基幹的な基盤整備とともに北海道内外にわたる交流の促進や産業の振興を積極的に推進していく必要があります。また北海道のすぐれた自然環境、特性を生かした生活環境の整備に努めていく必要があります。

このため、第五期北海道総合開発計画に基づき、柔軟で活力ある産業群の形成、高度な交通・情報通信ネットワークの形成、安全でゆとりのある地域社会の形成を図るための基盤整備を初めと

する各般の施策を積極的に推進してまいります。所存でございます。

平成六年度は、第五期北海道総合開発計画の七年目に当たり、これまでの成果と現下の諸課題を踏まえ、長期的な北海道開発の展開方向を展望しつつ、引き続き主要施策の積極的な展開を図るため、対前年度比三百二十六億円増の九千三百三十九億円の北海道開発予算を計上し、今国会において御審議いただいております。

我が国経済は依然として厳しい状況にあり、北海道経済も足踏みが続いておりますが、既に総合経済対策の一環として平成五年度第三次補正予算が措置されているところであり、これとあわせて切れ目のない公共事業の施行を図ることにより、北海道経済の回復、安定的な成長に寄与できるものと考えております。

以下、各事業の主要施策について申し上げます。まず、国土保全と水資源開発につきましまして、千歳川放水路事業、牛久保川分水路事業など地域の骨格を形成する根幹的の事業及び火山噴火対策を初めとする火山砂防事業、海岸保全事業などを重点的に実施し、安全な国土の形成に努めてまいります。また、治水対策とあわせて、水需要の増大に対処するため、多目的ダム等の建設を推進してまいります。さらに、潤いのある水辺空間の創出を目指し河川及びダム湖周辺の整備を行うとともに、都市化が進んでいる流域における総合治水対策にも力を入れてまいります。

次に、道路整備につきましましては、道内各地域の均衡ある発展に寄与するため、特に基幹となる高規格幹線道路の整備を推進することとし、国道、地方道に至る道路網の体系的かつ総合的な整備を推進します。また、交通安全施設等の整備、防災、震災対策事業及び消雪施設などの整備を重点的に進めるほか、都市機能の向上と都市環境の改善を図るため、都市周辺のバイパス、連続立体交差、街路及び土地区画整理の各事業を推進することとしております。

港湾整備につきましましては、国際貿易及び国内流

通の拠点として外貿・内貿ターミナルの整備を進めるとともに、離島の港湾など、地域の生活基盤としての港湾整備、豊かで潤いのある港湾空間の形成などを重点的に進めることとしております。また、空港整備といたしましては、国内、海外との交流の拡大に対応するため、新千歳空港の整備や関連するプロジェクトを推進するほか、道内地方空港の滑走路延長などの整備を計画的に進めてまいります。

下水道、環境衛生、都市公園、公営住宅などの生活環境の整備につきましては、すぐれた自然環境、雪と寒さの厳しい冬、広域分散型の地域社会など北海道の自然、社会の特性に対応した整備を推進するとともに、快適な冬の生活環境づくりを目指して「ふゆトピア」事業を積極的に推進してまいります。

農業農村整備につきましては、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に対処すべく、より一層の低コスト・高品質を目指した高生産性農業の展開を図り、我が国の食料供給基地としての役割を果たしていくとともに、農山村地域の活性化を図るため各種事業を計画的に進めてまいります。

また、二百海里体制の定着に対応して資源管理型漁業の振興を図るため、漁港及び沿岸漁場の整備を積極的に進めるとともに、森林・林業については林産物の供給、水源涵養、自然環境の保全など、多面的な機能を高度に発揮させるため治山・造林、林道事業を推進してまいります。

これらの基盤整備の推進とあわせて、北海道における産業の振興開発を促進するとともに厳しい経済情勢下にある民間の設備投資を促進し、新分野への進出などに取り組み意欲ある企業を幅広く支援するため、北海道東北開発公庫の出融資機能の活用を努めてまいります。

このほか、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るため、北方特別措置法に基づく振興計画に沿って所要の施策を積極的に推進し、北方領土問題などの解決の促進に資するよう努力してまいります。

以上、北海道開発行政に関し所信の一端を申し述べましたが、今後とも力強い北海道の形成を目指して、北海道総合開発の推進に全力を傾注して取り組んでまいります所存でございます。

委員長を初め委員の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○委員長(前田勲男君) 以上で所信の聴取は終わりました。

○委員長(前田勲男君) 次に、塚田建設政務次官、古川国土政務次官及び佐藤北海道開発政務次官からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。塚田建設政務次官。

○政府委員(塚田延充君) このたび、建設政務次官を拝命いたしました塚田延充でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

もとより微力ではございますが、森本大臣のもとで誠心誠意建設行政の推進のため努力を重ねていく所存でございますので、委員長を初め委員の皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。ごあいさつといたします。

○委員長(前田勲男君) 続きまして、古川国土政務次官。

○政府委員(古川太三郎君) 国土政務次官の古川太三郎でございます。よろしくお願い申し上げます。

微力ではございますが、左藤国土庁長官をお助けしながら、国土行政の推進のため全力で取り組んでまいります所存でございます。委員長を初め委員各位の御指導、御協力を心よりお願い申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長(前田勲男君) 佐藤北海道開発政務次官。

○政府委員(佐藤静雄君) このたび、北海道開発政務次官を拝命いたしました佐藤静雄でございます。

佐藤長官のもとで、北海道開発行政の推進のために全力を尽くす決意でございます。委員長を初

め委員各位の御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。ごあいさつといたします。

○委員長(前田勲男君) 次に、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案及び建築基準法の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。森本建設大臣。

○國務大臣(森本晃司君) ただいま議題となりました高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案につきましては、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。我が国においては、急速な高齢化により、西暦二〇二〇年には国民の四人に一人が六十五歳以上の高齢者となることと予測されており、運動機能や知覚機能に制約を持つ国民の割合が増加すると見込まれております。

また、障害者は、社会を構成する一員として自立し、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加することが望まれております。

国民のだれもが必然的に老いを迎え、障害を持つ可能性を有するという考えに立つて、国民が一生を通じて豊かな生活を送ることができるよう、高齢者及び障害者への配慮が社会全体でなされるようにする必要があります。

このような考え方に立つて、不特定かつ多数の者が利用する公共的な性格を有する建築物については、高齢者、身体障害者等の移動や利用の自由と安全性を確保し、高齢者、身体障害者等が自立した生活を営み社会活動に積極的に参加することができるよう配慮して整備を促進することが必要であります。

このため、不特定かつ多数の者が利用する建築物について、廊下、階段等の施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置についての建築主の努力義務、建築主の判断の

基準となるべき事項の策定及び都道府県知事による指導等並びに高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築をしようとする者に対する支援措置等所要の措置を講ずることとし、ここに高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案として提案することとした次第であります。

以上がこの法律案を提案した理由であります。

第一に、不特定かつ多数の者が利用する建築物を建築しようとする者に対し、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならないこととするともに、建設大臣が建築主の判断の基準となるべき事項を定めて公表し、あわせて都道府県知事による指導、助言等を行うこととしております。

第二に、不特定かつ多数の者が利用する建築物を建築しようとする者は、建築及び維持保全の計画を策定し、都道府県知事の認定を申請できることとしております。都道府県知事は、当該計画が建設大臣が定める判断の基準となるべき事項に適合する等適切なものであると認めるときは、認定を行うことができることとしております。

認定に際しては、建築主の申し出に従って建築基準法の建築確認の手続を簡素化するための特例措置を設けるとともに、国及び地方公共団体は、認定建築物における廊下、階段等の施設の整備に必要な資金の確保を図るものとしております。

第三に、既存の不特定かつ多数の者が利用する建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供する昇降機を設置する場合、当該昇降機について建築基準法の特例を設けることとしております。

第四に、高齢者、身体障害者等が建築物を円滑に利用できるよう廊下、階段等の施設を大きくした建築物については、特定行政庁の許可の範囲で容積率の特例が認められる建築物とみなすこととしております。

このほか、国は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進を図るため、研

究開発の促進のための措置、国民の理解を深める等のための措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体においても、国の施策に準じて高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するよう努めることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年の居住形態の多様化に対する国民の関心の増大や既成市街地等における合理的な土地利用に対する要請の高まり、さらには住宅建築に関する技術開発の進展等建築物をめぐる環境の変化に的確に対応した合理的な建築基準を速やかに策定するとともに、建築基準法に基づく手続の簡素化を図ることが必要となっております。

この法律案は、このような状況にかんがみ、住宅の地階に係る容積率制限の合理化、防火壁の設置に関する手続の簡素化等を行うとするものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、建築物の地階で住宅の用途に供する部分の床面積については、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を限度として延べ面積に算入しないこととしております。

第二に、防火壁の設置を要しない畜舎等について特定行政庁の認定を廃止し、手続の簡素化を行うこととしております。

その他、これらに関連いたしまして関係規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(前田勲男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十七分散会

四月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(第四八七号)(第四九四号)

第四八七号 平成六年三月十八日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願

請願者 熊本県人吉市寺町一七 高場英二
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第四九四号 平成六年三月二十二日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願

請願者 東京都品川区小山四ノ八ノ一五
鈴木信子
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

四月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(第五五五号)(第五七六号)

一、石狩川及び千歳川の治水対策に関する請願(第五八七号)

一、川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(第五九二号)(第六〇五号)(第六二二号)

第五五五号 平成六年三月二十五日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施

に関する請願(三通)

請願者 熊本県球磨郡水上村岩野三、〇四
○緒方紀郎外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第五七六号 平成六年三月二十八日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三通)

請願者 熊本県人吉市老神町七 梅木千鶴
子外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第五八七号 平成六年三月二十八日受理

石狩川及び千歳川の治水対策に関する請願

請願者 東京都世田谷区羽根本二ノ三五ノ一〇 安倍啓

紹介議員 片山虎之助君

一、千歳川放水路計画は、仮に完成したとしても、石狩川の治水のためには役に立たない計画案であることを確認して、早急に同計画の進行を停止すること(予算を付けないこと)。

二、石狩川河口部における流水断面を添付資料の第一図に示すように拡大して、第一号ないし第四号のポンプ水車を設置するとともに、石狩川及び千歳川の計画河床高を第三図に示すように掘り下げて、第二図に示すように江別合流地点に第五号及び第六号のポンプ水車を設置する計画案を採択するよう研究すること。

三、関係技術公務員が、ランズ潮力発電所の技術を、フランス人技術者から学ぶように勧告すること。

理由

(一)建設省、北海道開発庁、沖縄開発庁等では、土木技術者グループが主導的権力を持っているが、これらの技術公務員は、電気技術及び機械技術に関する技術が欠如しているため、「ポンプ一台の最大容量は毎秒五十〜六十立方メートルが限界であり、この容量より大きなポンプは作ることができない」と頑固一徹に思い込んでしまっていることが確認される。しかし、フランスのランズ潮力発電所では、今から約三十年以前からポンプ一台の最大容量が毎秒約二百八十三立方メートルのポンプ水車を設置し、その運転を続けている。この事実を、土木技術者グループは理解しようとし、ない。換言すれば、現在の千歳川放水路計画は、前記のような技術能力に過失のある土木技術者グループが作成した旧式土木屋流の計画案であることを確認しておく必要がある。「千歳川放水路がなぜ役に立たないか」について説明すると、次のとおりである。(一)北海道開発局作成の「石狩川及び千歳川の治水対策について」という資料によると、千歳川放水路には、必要時、洪水の水が太平洋に向かって少量しか流出しない設計になっている。同放水路の呑(のみ)口水門の計画高水位は六メートルであり、太平洋河口の計画高水位は二メートルである。両地点間の距離は三十八・五キロメートルだから、水面一メートルあたり一メートルの落差があることになる(水力発電所の自然流下式水路の流速は毎秒約二・三メートルである。水路こう配は、流量の大きいものでは、二十分の一程度のものもあるが、普通は千分の一・千五百分の一に設計される)。他方、同水路の呑口水門の水路底高はマイナス一メートルであり、太平洋河口の水路底高はマイナス三メートルである。したがって、両地点間の水路底高のこう配は約二万分の一である。すなわち、二十キロメートル当たり一メートルの落差があることになる。換言すれば、後者の二十キロメートル当たり一メートルというこう配はゼロに近いこう配だから、定常状態では、放水路底に雑草が生え、もはや、水は一滴も流れることができない。しかし、この場合は前記の呑口へ千歳川洪水が流れ込んでくるから、この水は放水路内に貯留されることになり(呑口付近が貯水池になり)貯水量の増加に伴って水位が段々上昇するから、この水圧に

よって時間をかけて水路口方向へ押し流される。それゆゑ、石狩川と千歳川の合流地点で千歳川を締め切ると、同地点から太平洋側の放水路口までの約六十キロメートルの区間が最終的には長時間満水状態の貯水池になる。(2)石狩川や千歳川の堤防は、外見上は立派な堤防のように見えるが、泥炭と軟弱な泥土で作られているから、長時間の満水状態を持ち堪えることはできないので、堤防の至る所が決壊することは確実である。(3)技術能力に過失のある技術公務員が、現在の千歳川放水路計画が至上の計画案である」と申し立て、技術知識の乏しい事務公務員や国会議員のみならず一般の地元住民を欺罔(もう)することは許すべからざる行為であると断定せざるを得ない。(二)当初、請願人は「北海道開発庁当局が千歳川放水路計画を作成したのは親船町の所を開口することに地元が猛反対したためであろう」と考えて、同開口をしない計画案を模索したが、石狩川全体の治水のためには、どうしても同開口を避けて通ることはできないことが判明した。現状は石狩川の下流部及び河口部並びに千歳川の下流部及び合流箇所(第一図参照)が詰まった状態になっており、切開手術をしなければならぬ段階に立ち至っている。請願人の計画案の概要は、次のとおりである。(1)第一図及び第二図の太線は、垂直な鉄筋コンクリート(ビーム・パイルで補強)の岸壁を示すが、第一図の岸壁と石狩川河口橋で囲われた石狩川下流部と河口部の深さは約十五メートルとする。また、弁天町と八幡町の川幅は約四百メートルであり、親船町の開口部は約六百メートルであるから、海面下の全流水断面積は約一万五千平方メートルとなるので、平均流速を毎秒一メートルとすると、毎秒約一万五千立方メートルの流量が流出する。(2)第三図は本計画案の実施後における石狩川及び千歳川の水位と河床高の断面図を示すが、同断面図から分かるように膨大な泥土(約一億立方メートル)を排除する必要がある。このような大工事は、大型のポンプ水車を使用しなければ不可能である。その上、大工事後の河川状

態を維持するためにも大型のポンプ水車の使用が不可欠である。(三)このような大工事は、北海道開発庁技術公務員の技術能力をはるかに超えるものであるから、約三十年以前から、高級な技術能力を持っていたフランスの技術者の助けを求めるのが賢明であると確信する。(資料添付)

第五九二号 平成六年三月二十九日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三通)

請願者 熊本県人吉市上新町三七五ノ四

紹介議員 厚地宣行外二名

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第六〇五号 平成六年三月三十日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三通)

請願者 熊本県球磨郡免田町甲四〇三ノ四

紹介議員 甲斐あきひろ外二名

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第六二二号 平成六年三月三十一日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三通)

請願者 熊本県人吉市瓦屋町一、八一九ノ

紹介議員 山下春男外二名

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

四月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(第六四六号)(第六七三

号)(第六九三号)(第七一一号)(第七二四号)

に関する請願(三通)

請願者 熊本県人吉市願成寺町 永井三津

紹介議員 子外二名

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第六七三三号 平成六年四月四日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三通)

請願者 熊本県人吉市西間下町七四七 牧

紹介議員 瀬国香外二名

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第六九三三号 平成六年四月五日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三通)

請願者 熊本県人吉市北泉田町二一四ノ三

紹介議員 重松隆行外二名

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第七一一号 平成六年四月六日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三通)

請願者 熊本県球磨郡山江村万江丙二〇七

紹介議員 小谷広子外二名

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第七二四号 平成六年四月七日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三通)

請願者 熊本県人吉市城本町一、〇一〇ノ

紹介議員 五野口明子外二名

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(第七三九号)

一、高速自動車国道利用料金値上げ等反対に関する請願(第七六二号)

一、川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(第七七八号)

第七三九号 平成六年四月八日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三通)

請願者 熊本県人吉市紺屋町一一五 新宮

紹介議員 義朗外二名

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第七六二号 平成六年四月十一日受理

高速自動車国道利用料金値上げ等反対に関する請願

請願者 埼玉県大宮市北袋町一ノ二九ノ

三 田部井秀夫外二万一千八百二十

六名

紹介議員 村上 正邦君

今、史上まれに見る不況が国民生活を直撃し、政府の度重なる景気対策も効を奏さず深刻な様相を呈してきている。国内貨物輸送量の九十%以上を担っているトラック運送事業においてもその例に漏れず、長引く不況による倒産は毎月百件を超え

るに至っており、そのほとんどが中小零細企業である。この展望の無い経済情勢の下で、昨年十二月一日からは、トラック運送事業にとつての血液とも言える燃料の軽油引取税が一リットル当たり七円八十銭、三十二%の大幅増税となつて追い討

ちを掛け、同じく十二月一日より自動車のNOx排出ガス規制が実施され、それへの対応に一層の経費増が更に経営を圧迫して、事態は切迫の度を深めてきている。この度、日本道路公団は、三十四区間・千八百四十四キロメートルの新たな路線建設の施行命令を受けたことに伴って、現行の料金

水準及び料金制度の改定について、総裁の諮問機関である料金検討委員会に諮問を行った。つては、現下の経済情勢等を踏まえ、新規路線建設の延期をも含めて現行料金の値上げ改定に断固反対し、次の事項について実現を図らねばならない。

- 一、現行料金の値上げ改定を行わないこと。
- 二、現行車種間料金比率の拡大を行わないこと。
- 三、別納制度の割引率の改定を行わないこと。

理由

(一) 現行の料金制度は、償還主義に基づくフル制料金制度を採用しており、また、道路建設に係る総費用を料金収入で賄うとする枠組みになっている。したがって、ユーザーの負担増を必然的に招くことになり、総体として高料金体系にならざるを得ない。すなわち、本来、償還については、建設した高速道路が用地をも含めて一定の資産として国に帰属することが明確になっている限り、高速道路の建設・供用に係るすべての費用を料金収入で賄う必要は無いはずであり、したがって、最低限、用地費については償還額から除外すべきである。さらに、出資金の増額、利子補給金等公的助成の充実に努めることによって、料金の値上げ改定の必要性はなくなるはずであり、また、今後、高速道路のネットワークの完成を重視する立場からは、償還期限についても、延長すべきである。(二) 現行の料金体系の中での車種間料金比率の設定については、その車が高速道路を走ることの意義あるいは経済効果等については、十分に考慮されていないのではないかと考えられる。すなわち、レジャーのために四人で乗る普通乗用車と、生活に必須な物資を一人のドライバーで運ぶ貨物自動車との社会への貢献度、負担能力、コスト等幅広い視点から考えてみる必要がある。その点で、現行の比率においてはトラック運送事業が甚だしく重い負担を強いられ、極めて不満とするところである。その比率を更に拡大しようとする意図があるとするれば、それは、現在の不公平を更に助長することであり、絶対に容認できない。国民生活全般にわたる物資の輸送を担うト

ラックが、高速道路を走るといふことの社会的意義は極めて大きく、国民への利便性の確保と国民経済発展のために果たすその社会的使命と責任もまた極めて重い。このような点を十分に理解し、むしろ、現行の比率を縮小すべきであり、少なくともこれ以上拡大することのないよう、強く求め(三) 現行の別納割引制度は、利用量の拡大促進と大口利用者の定着とを主たる目的にスタートしている。そして、また、この割引制度によって高速道路の大量利用が普及するとともに大口利用者が定着し、その料金収入の増大が償還の遂行と高速道路のネットワーク整備の進捗(ちよく)に大いに寄与してきている。現行の回数券による割引制、長距離運送制、別納割引制はそれぞれ個々の制度そのものに歴史的必然性があり、その経緯を無視することは、木を見て森を見ないものと指摘せざるを得ない。現在、私たち事業協同組合は、構造改善事業の特定業種として近代化と物流の効率化を進めており、この別納割引制度についても、組合の共同事業の重要な柱として定着してきている。この割引制度の内容を改定することは、近代化を進めている中小企業の経営基盤の確立を阻害することにつながり、ひいては、物流の効率化を促進する観点から、国民経済全体に多大な影響を及ぼすものと考えられる。したがって、現行割引制度の内容を改定することなく、現行制度を維持するよう強く求める。

第七七八号 平成六年四月十四日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願

請願者 福岡県宗像市自由ヶ丘五ノ一、〇
八六ノ一六四 桑野和夫外九名
紹介議員 國弘 正雄君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメント

の実施に関する請願(第七九三号)(第八〇〇号)(第八〇四号)(第八一五号)(第八三八号)(第八四六号)

第七九三号 平成六年四月十五日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三通)

請願者 熊本県球磨郡相良村大字川辺四、六八〇 橋口壽加子外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第八〇〇号 平成六年四月十五日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(二通)

請願者 熊本県人吉市九日町六八ノ四 日高ユミ子外四名
紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第八〇四号 平成六年四月十八日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三通)

請願者 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬九八六ノ五 山下いつ子外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第八一五号 平成六年四月十九日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三通)

請願者 熊本県人吉市紺屋町一一四 岡本サカエ外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第八三八号 平成六年四月二十日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(二通)

請願者 熊本県人吉市北泉田町二一四ノ三 重松ミヨ子外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第八四六号 平成六年四月二十一日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三通)

請願者 熊本県球磨郡相良村大字深水一、二三四ノ二 岡村やよい外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(第八六三号)
一、川辺川ダム建設事業の促進に関する請願(第八七七号)

一、川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(第八八一号)(第九一一号)(第九三五号)(第九五九号)
一、川辺川ダム建設事業の促進に関する請願(第九六六号)

第八六三号 平成六年四月二十二日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三通)

請願者 熊本県球磨郡上村大字上三、三三八 尾形人志外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第八七七号 平成六年四月二十二日受理
川辺川ダム建設事業の促進に関する請願(三通)

請願者 熊本県人吉市麓町一六 福永浩介外二名
紹介議員 沢田 一精君
球磨川流域は、球磨川の織り成す豊かな自然とそ

の恵みにはぐくまれ、独自の文化を生み出すとともに、これらの恵みを基盤とした各種産業によって発展を遂げてきた。このように球磨川は「母なる川」として古来より有形無形の恩恵を流域に与える一方「暴れ川」として幾多の災害により住民を苦しめてきた。歴史的に見ると、四百年間で記録に残っているだけでも百六回も洪水による被害を受けている。中でも昭和三十八年八月、三十九年八月、四十年七月と連続して発生した洪水や、五十七年七月及び平成五年八月の洪水による流域での大きな被害は記憶に新しい。このように、流域の治水安全度は低く、住民はいつ起こるかもしれない洪水の不安と隣り合わせで生活しているのが現状であり、流域住民の生命と財産を守るとともに豊かな流れを確保し、地域の発展に寄与するため、一日も早い川辺川ダムの完成を願っている。また、人吉・球磨地方は、農業就業人口比率が全国平均に比べて著しく高いなど農業への依存度が極めて高い地域である。しかしながら、球磨川右岸地域の農地は主に不安定な取水に依存しており、この地域の農業生産力の向上と農業経営の安定化のためには川辺川ダムを主な水源とする灌漑（かんがい）用水の供給が是非とも必要である。ダムからの放流水のエネルギーを利用したクリーンなエネルギーとしての水力発電も今後の地球環境を考える上で欠かせない事業である。川辺川ダムの建設が自然環境に及ぼす影響については、関係機関においても十分な検討が行われ、その対策についても十分な配慮が現実になされているが、私たちも「母なる川・球磨川」を大切に、積極的に守っている。川辺川ダム建設事業は本流域の安全と発展にとって欠くことのできない事業であり、流域の市町村では、川辺川ダム建設促進協議会を組織し、流域住民が一体となってその早期完成を心から願っている。ついでには、川辺川ダムの一日も早い完成のため、次の事項について実現を図りたい。

一、川辺川ダム建設事業を強力に推進すること。
二、ダム事業に伴う水没地域住民の生活安定のため、生活再建対策及び水源地域振興対策を強力に推進すること。
三、ダム周辺環境整備事業を強力に推進すること。
四、水と緑豊かな生活環境の創造のため、安全で潤いのある川づくりを強力に推進すること。

第九六一号 平成六年四月二十五日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願（三通）
請願者 熊本県人吉市鬼木町五九六ノ一 白石文美外二名
紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第九一七号 平成六年四月二十六日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願（三通）
請願者 熊本県球磨郡相良村川辺三、三七 〇 犬童ソエ子外二名
紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第九三五号 平成六年四月二十七日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願（三通）
請願者 熊本県球磨郡岡原村大字岡本二、五五七 石塚俊紀外九名
紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第九五九号 平成六年四月二十八日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願（三通）
請願者 熊本県球磨郡相良村深水一、二三 五ノ三 江嶋亜希外九名
紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第九六六号 平成六年四月二十八日受理
川辺川ダム建設事業の促進に関する請願
請願者 熊本県八代市松江城町一ノ二五 沖田嘉典
紹介議員 沢田 一精君
この請願の趣旨は、第八七七号と同じである。

第九七二号 平成六年五月二日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願（十通）
請願者 熊本県人吉市駒井田町一、〇五八 ノ一五 上原茂外九名
紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第九七七号 平成六年五月六日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願（十通）
請願者 熊本県球磨郡相良村柳瀬九八五ノ二一七 宮原好美外九名
紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第九八三号 平成六年五月九日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願（十通）
請願者 福岡市東区箱崎五ノ一一ノ三ノ一、〇一一 長崎彰外九名
紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第九九二号 平成六年五月十日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願（十通）
請願者 熊本市八王寺町六六一ノ二 山上 孝郁外九名
紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第一〇二〇号 平成六年五月十一日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願（十通）
請願者 熊本県人吉市南願成寺一、〇二四 ノ一 齊藤日早子外九名
紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第一〇六二号 平成六年五月十二日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願（十通）
請願者 福岡市南区高宮三ノ一五ノ三 野 副勝外九名
紹介議員 紀平 倅子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案
一、建築基準法の一部を改正する法律案
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案
目次
第一章 総則（第一条）
第二章 特定建築物に係る措置等（第二条―第十一条）
第三章 雑則（第十二条―第十六条）
第四章 罰則（第十七条―第十九条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者で日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第二章 特定建築物に係る措置等

(特定建築物の努力)

第二条 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他の不特定かつ多数の者が利用する政令で定める建築物(建築物の部分を含む。以下「特定建築物」という。)を建築しようとする者建築物の用途を変更して特定建築物としようとする者を含む。以下「特定建築主」という。)は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他の建設省令で定める施設(以下「特定施設」という。)を高年齢者で日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者(以下単に「高齢者」「身体障害者等」という。)が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定建築主の判断の基準となるべき事項)

第三条 建設大臣は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進を図るため、特定施設を高年齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

(指導及び助言並びに指示等)

第四条 都道府県知事は、特定建築物について第二条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築主に対し、前条に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、特定建築物の設計及び施工に係る

事項について必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、特定建築物のうち政令で定める規模以上のものの特定施設を高年齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置が前条に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定建築主に対し、その判断の根拠を示して、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち特定施設を高年齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関するものについて必要な指示をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(計画の認定)

第五条 特定建築主は、建設省令で定めるところにより、特定建築物の建築及び維持保全の計画を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定建築物の位置

二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積

三 特定建築物に設ける特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項

四 特定建築物の建築の事業に関する資金計画

五 その他建設省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項が第三条に規定する判断の基準となるべき事項に適合し、かつ、前項第四号に規定する資金計画が特定建築物の建築の事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、認定以下「計画の認定」という。)をすることができる。

4 計画の認定の申請をする者は、都道府県知事に対し、当該申請に併せて、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第六十一条(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。)の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築の計画が当該特定建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合する旨の建築主事の通知(第七項及び第八項において「適合通知」という。)を受けるよう申し出ることができる。

5 前項の申出を受けた都道府県知事は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築の計画を建築主事に通知しなければならない。

6 建築基準法第十八条第三項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。

7 都道府県知事が、適合通知を受けて計画の認定をしたときは、当該計画の認定に係る特定建築物の建築の計画は、建築基準法第六十一条の規定による確認を受けたものとみなす。

8 建築基準法第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

(計画の変更)

第六条 計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更建設省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

(報告の徴収)

第七条 都道府県知事は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る特定建築物(以下「認定建築物」という。)の建築又は維持保全の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第八条 都道府県知事は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の建築又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第九条 都道府県知事は、認定事業者が前条の規定による処分違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

(資金の確保等)

第十条 国及び地方公共団体は、認定建築物の特定施設を高年齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(既存の特定建築物に設ける昇降機についての建築基準法の特例)

第十一条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供する昇降機を設置する場合において、当該昇降機が次に掲げる基準に適合し、特定行政庁建築基準法第二十三条に規定する特定行政庁をいう。次項において同じ。)が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該昇降機については、同法第二十七条第一項、第六十一条及び第六十二条第一項の規定は適用しない。

一 昇降機及び当該昇降機の設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が建設省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。

二 昇降機の制御方法及びその作動状態の監視方法が建設省令で定める安全上の基準に適合していること。

2 建築基準法第九十三条第一本文及び第二項の規定は、前項の規定により特定行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

第三章 雑則

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例)

第十二条 特定施設の床面積が高齢者、身体障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、建設大臣が高齢者、身体障害者等の円滑な利用を確保する上で必要と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を建築基準法第五十二条第六項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

(研究開発の促進のための措置)

第十三条 国は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第十四条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第十五条 地方公共団体は、国の施策に準じて高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するよう努めなければならない。

(大都市の特例)

第十六条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都

市(以下この条において「指定都市」という。)においては、当該指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第四章 罰則

(罰則)

第十七条 第四条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条の三第二十項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項の表中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19 指定都市等は、事業所用家屋で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第九号)第六条第一項に規定する認定事業者で政令で定めるものが同法第七条に規定する計画の認定を受けた計画(平成八年三月三十

一日までに同法第五条第三項の規定による認定(同法第六条第一項の規定による認定を含む。以下本項において同じ。)を受けたものに限る。)に従つて建築する同法第七条に規定する認定建築物で政令で定めるものに設置される同法第二条に規定する特定施設で政令で定めるものに係るものの新築又は増築に係る新増設事業所床面積(当該特定施設のうち政令で定める部分に係るものに限る。)に対しては、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた計画に係る同法第五条第三項の規定による認定を受けた日から三年を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十八条第十一項、第三十九条第十一項及び第四十条第八項中「附則第三十二条の三第十九項」を「附則第三十二条の三第二十項」に、「第十八項」を「第十九項」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四十五号中「及びエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)」を「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第九号)」に改める。

建築基準法の一部を改正する法律案
建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
第三条第三項第二号中「若しくは第二項」を

「若しくは第四項」に改める。
第二十六条第三号中「特定行政庁が」を削り、「により」を「に」に、「と認める」を「もの」として建設大臣が定める基準に適合する」に改める。

第五十二条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項、第四項及び第八項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第二項、第六十条第一項、第六十八号の三(第二項第一号並びに第三項ただし書及び第二号を除く。)、第六十八号の四第一項、第六十八号の五第一項、第六十八号の八、第六十八号の九並びに第八十六、第九十九項に規定する建築物の延べ面積(第五十九条第一項及び第六十八号の九に規定するものについては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度に係る場合に限る。)には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一)は、算入しないものとする。

3 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が三メートルを超える場合においては、その高低差三メートル以内との平均の高さにおける水平面をいう。
第五十九条の二第二項中「第三項」を「第五項」に改める。

第六十八条の三第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該建築物が同条第二項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分があるときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた同条第一項第三号又は第四号に掲げる数値の一・五倍以下でなければならない。

第六十八条の七第五項中「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

第六十八条の八中「第五十二條第二項、第六項及び第七項」を「第五十二條第四項、第八項及び第九項」に改める。

第六十八條第一項中「第六項」を「第八項」に改める。

第六十八條の二中「第三項まで」を「第五項まで」に改める。

第九十九條第一項第五号中「第五十二條第一項若しくは第二項」を「第五十二條第一項若しくは第四項」に改め、「第六十二條」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十六條第三号の改正規定は公布の日から起算して一月を経過した日から、附則第六項の規定は高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第 号)の施行の日から施行する。

(特定行政庁が避難上及び延焼防止上支障がないと認めた建築物に関する経過措置)

2 第二十六條第三号の改正規定の施行前に改正前の建築基準法第二十六條第三号の規定により特定行政庁が避難上及び延焼防止上支障がないと認めた建築物は、改正後の建築基準法第二十六條第三号の建設大臣が定める基準に適合する建築物とみなす。

(平成四年改正法附則によりなおその効力を有する旧法の規定に係る建築物の延べ面積の算定方法)

3 改正後の建築基準法第五十二條第二項及び第三項の規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号。以下「平成四年改正法」という。)附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法第二条の規定による改正前の建築基準法(以下「旧法」という。)第五十二條第一項(第五号を除く。)、第六十八條の三(ただし書及び第二号を除く。)、及び第六十八條第八項に規定する建築物の延べ面積の算定方法について準用する。

4 旧法第六十八條の三の一部改正
旧法の一部を次のように改正する。
旧法第六十八條の三に次のただし書を加える。

ただし、当該建築物が建築基準法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)附則第三項において準用する同法による改正後の建築基準法第五十二條第二項及び第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第五十二條第一項第三号又は第四号に掲げる数値の一・五倍以下でなければならない。

(罰則に関する経過措置)

5 この法律(第二十六條第三号の改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正)
6 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特

定建築物の建築の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二條中「第五十二條第六項第一号」を「第五十二條第八項第一号」に改める。

五月二十七日左の請願は取り下げられた。
一、公営住宅に関する請願(第二二八五号)

五月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(第一〇九八号(第一二八号)(第一一八六号(第一二二三号)(第一二五四号))
一、公営住宅に関する請願(第二二八五号)

第一〇九八号 平成六年五月十三日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(十通)
請願者 熊本県八代市豊原上町三、二八三 福本満外九名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第一二二八号 平成六年五月十六日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(十通)
請願者 熊本県熊本北郡芦北町乙千屋六四六 〇二 伊藤武範外九名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第一一八六号 平成六年五月十七日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三三通)
請願者 東京都田無市南町五ノ一七ノ二 梅村淨外二名
紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第一二二三号 平成六年五月十八日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三三通)
請願者 熊本県人吉市上田代町二、〇一九 小宮美奈外二名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第一二五四号 平成六年五月十九日受理
川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三三通)
請願者 熊本県球磨郡相良村大字川辺五、四八四 西村忠孝外二名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第一二八五号 平成六年五月十九日受理
公営住宅に関する請願(二通)
請願者 京都府綴喜郡田辺町 郡角治外三 千四百七名
紹介議員 松谷蒼一郎君
公営住宅居住者は、高齢化社会に対応した公営住宅施策の充実と安心して住める住宅・住環境の実現を求めている。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、入居収入基準を勤労者世帯の平均所得程度まで引き上げること、住宅・宅地審議会でも認めている入居収入基準の大都市特例を実施すること。

二、公営住宅の割増家賃を法定限度額をベースに算定するという建設省住宅局長(平成五年六月三十日付)通達は、勤労者平均所得にも満たない公営住宅居住者に、過酷な負担を強いるものであり、実施を強行すると様々な矛盾が生じることになるので、局長通達を撤回すること。

三、千九百七十年代に建設された公営住宅の住宅

規模は、専有面積三十〜四十平方メートルと狭小住宅が多く、一方、今後建設される公営住宅は、住宅規模を毎年二・七平方メートル程度拡大し、平成七年度には七十五平方メートルを目標にしている。これでは、公営住宅の居住水準の新・旧住宅間格差が拡大することになる。住戸改善事業やリフォーム事業を国の補助事業として位置付け、古い住宅の居住水準を向上させる施策を積極的に推進すること。

四、高齢化社会に対応した施策として、厚生省が平成五年度から実施した「都市型複合デイサービスセンター」事業を拡充するとともに、公営住宅団地で周辺住民も含めた地域福祉活動を展開するために、公営住宅・団地集会所に厨（ちゅう）房施設を設置するなど必要なハード整備を行うこと。

五、安くて住み良い公営住宅の供給を拡充すること。